

広陵町日中一時支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく障害者等（以下「障がい者等」という。）の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な負担軽減を図ることを目的とする。

(実施方法)

第2条 町長は、日中一時支援が必要な障がい者等に対し、日中一時の支援を行うものとする。

2 町長は、この事業を円滑に遂行するため、業務の一部又は全部を委託することができる。

(対象者)

第3条 日中一時支援事業（以下「事業」という。）の対象者は、町内に居住地を有する次の各号のいずれかに該当する障がい者等であって、日中において介助する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と町長が認めた者とする。

- (1) 身体障害者手帳の等級が5級若しくは6級又は精神障害者保健福祉手帳の等級が3級の障がい児（「区分1」該当者）
- (2) 身体障害者手帳の等級が3級若しくは4級若しくは精神障害者保健福祉手帳の等級が2級の障がい児又は療育手帳の障がいの程度がBの障がい者（児）（「区分2」該当者）
- (3) 身体障害者手帳の等級が1級若しくは2級若しくは精神障害者保健福祉手帳の等級が1級の障がい児又は療育手帳の障がいの程度がAの障がい者（児）（「区分3」該当者）
- (4) 前号に該当する者であって、常時医療行為が必要とされると町長が認めた者（「区分4」該当者）
- (5) 前4号と同等の障がいを有すると町長が認めた者

(申請)

第4条 事業を利用しようとする障がい者等又はその保護者（配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で障がい者等を現に保護する者をいう。以下同じ。）（以下「申請者」という。）は、広陵町日中一時支援事業利用申請書（第1号様式）を町長に提出するものとする。

(決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請を受理したときはその内容を審査し、利用の可否を広陵町日中一時支援事業利用決定（却下）通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(変更又は廃止の届出)

第6条 前条の規定により利用の決定を受けた障がい者等又はその保護者（以下「利用者等」という。）は、第4条に規定する申請の内容に変更が生じたとき又は利用の必要がなくなっ

たときは、広陵町日中一時支援事業利用変更（廃止）届（第3号様式）を町長に提出するものとする。

（決定の取消）

第7条 町長は、利用者等が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条に規定する決定を取り消すことができる。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 居住地が町外になったとき。
- (3) 第3条に規定する対象者（前2号の対象者を除く。）でなくなったとき。
- (4) その他利用申請に際し虚偽の申請をした等不正行為が認められたとき。

2 町長は、前項第3号又は第4号の規定による取消しを行うときは、広陵町日中一時支援事業利用取消通知書（第4号様式）により利用者等に通知するものとする。

（費用の負担）

第8条 利用者等は、事業の利用に要する経費の1割の額を支払うものとする。ただし、1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

2 利用者等が生活保護世帯の一員である場合は、前項の規定によらず費用の負担は無料とする。

（利用時間の上限）

第9条 事業を利用できる上限時間は、一月につき60時間までとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則（平成18年10月広陵町告示第34号）

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成21年3月広陵町告示第57号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月広陵町告示第75号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。